

平成 23 年 4 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アカウンティング・サポート部

**金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理
に対するコメント**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 23 年 2 月 25 日付で公表されました「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下、「検討状況の整理」という。）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. （質問 1）複合商品の主契約

【第 7 項及び第 52 項】

【意見】

デリバティブが組み込まれている複合商品について、その主契約が金融負債のものを対象とすべきであると考えられる。

【理由】

検討状況の整理第 52 項ではデリバティブの組込対象（主契約）が非金融商品である例として、リース契約や保険契約が挙げられている。しかし、検討状況の整理第 53 項で述べられているように、これらの会計基準は IASB においても検討の途上であり、これからも変更される可能性がある。また、リース契約に関しては、変動リース料の取扱

いなどを考慮すると、組み込まれたデリバティブの取扱いに関してはリース会計基準で取り扱う方が適切ではないかと考えられる。

また、我が国では保険契約に関する会計基準が存在せず、会計処理は事実上、保険業法に基づく実務慣行に委ねられているものと考えられる。そのような中で保険契約を検討状況の整理の対象とすることは以下のような問題点があると考えられる。

1. 主契約たる保険契約の会計的性格及び会計処理方法が明確にならない中で、組込デリバティブを分離するための「組込デリバティブの経済的性格とリスクが主契約の経済的性格とリスクが密接に結びついていること」の要件を検討すること及び分離すべき金融商品と判断することは困難と考えられる。
2. 保険契約は本質的に複数の経済的性質を有する構成要素を含む契約であると考えられる。この構成要素の区分処理を取り扱う「アンバンドリング」に関しては、組込デリバティブだけでなく、その他の構成要素との区分も合わせて検討することが必要があると考えられる。よって、IFRSと同様に、保険契約に関する会計基準において取り扱うことが適切であると考えられる。

これらを考慮すると、当面の間は主契約を金融商品に限定し、金融商品以外の項目を検討状況の整理の対象とすべきではないと考えられる。

2. (質問2) 公正価値オプションの適用

【第12項及び第16項参照】

【意見】

金融負債を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定することを許容することに賛成する。また、主契約を含む複合商品（ただし、主契約が金融負債である場合に限る。）について、その全体を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定することを許容することについても賛成する。

【理由】

ASBJは「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」において、金融資産について純損益を通じて公正価値で測定を行う区分を設け、一定の場合当該区分に金融資産を分類することを求めている。また、公正価値オプションを導入することも提案されている。これに対し、金融負債について公正価値オプションを導入しないことは、金融資産と金融負債の現行の測定区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを発生させる可能性を生じさせる可能性がある。提案されている公正価値オプションの要件は国際的な会計基準とも整合しているものであることを鑑みれば、我が国の金融商品会計基準においても金融負債に公正価値オプションの指定を許容することが適切であると考えられる。

3. (質問3) 複合商品の区分処理

【第13項から第18項参照】

【意見】

管理上、組込デリバティブを区分している場合の取扱いについて特段の定めを設けない、すなわち、検討状況の整理第14項の要件すべてを満たさない場合は複合商品を一体として処理する案（【案1】）が妥当であると考えられる。

【理由】

検討状況の整理第14項で挙げられている3つの要件は、複合商品に含まれるリスクを適切に会計処理されることで明白にすることを確実にする目的で設定されているものと考えられる。すなわち、これらの要件を全て満たしている場合は、組み込まれたデリバティブは実質的に主契約とは別個の金融商品であると考えられるため、分離処理を行うことが適切であると考えられる。逆に、第14項の要件を満たさない場合に分離処理を認めることは、公正価値評価損益の計上時期を一体処理を行う場合と異なる会計期間に計上されることも懸念され、要件を満たさない場合は一体処理を求めることがより妥当であると考えられる。

また、「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」においては、第24項において主契約と組込デリバティブを区分せずに一体として公正価値区分か償却原価区分かを判断することが求められており、特に管理上の要件について言及されていない。このような中、負債に関する複合商品にのみ管理区分による特則を設けることは却って金融資産と金融負債の取扱いの不整合を発生させるため、当該規定の必要性は乏しいと考える。

4. (質問4) 金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング

【第24項参照】

【意見】

金融負債の満期前に負債の消滅が認識される場合、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に認識しない、すなわち、組替調整（リサイクリング）を禁止すること（【案A】）が適切であると考えられる。ASBJが先に公表した「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」においてはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する指定を行った株式について、売却損益をリサイクリングしないことが提案されており、当該処理との整合性が保たれる方法であると考えられる。

【理由】

IASBがその他の包括利益を通じて公正価値で測定される指定をされた資本性金融

商品について売却損益のリサイクリングを認めなかった一つの理由は、投資に対する利得及び損失の認識は 1 度限りにすべきと判断したことにあると考えられる。公正価値オプション指定をされた金融負債に関しても、これと同様の考え方に立てば、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動差額に関しその他の包括利益に 1 度認識された金額を決済時点でリサイクリングすることは妥当でないことになる。したがって、我が国の金融商品会計基準の見直しでも IFRS とのコンバージェンスを重視してリサイクリングを認めないことについて一定の合理性があるものと考えられる。

但し、リサイクリングに関する検討が我が国のみならず IASB や FASB においても重要な事項であると考えられ、今後、純利益およびその他の包括利益で示される内容を明確化すべきであると考えられる。そのため、IASB を中心に国際的に進めている議論の状況を検討し、包括的な検討を行うことも必要と考えられる。

5. (質問 5) 適用指針 (案) の改善の方向性

【第 A15 項及び A16 項参照】

【意見】

評価技法を用いて測定された公正価値に基づいて認識された金融負債と取引価額に差異がある場合の当該差異（初日の損益）の処理についてのガイダンスを提供すべきと考えられる。

【理由】

金融負債の当初認識時の測定に関して、検討状況の整理第 20 項で当該金融負債の公正価値により測定することが指示されており、これに関して第 A15 項及び第 A16 項で適用指針が提供されている。金融負債の公正価値は、通常、対価の公正価値である取引価格であると考えられるものの、実務上の混乱を避けるために、取引価額と公正価値に乖離がある場合の処理を示しておく必要があると考えられる¹。

6. (質問 6) その他の事項

(1) 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合商品の取扱いについて

【第 7 項及び第 51 項参照】

【意見】

検討状況の整理第 7 項では但書において「デリバティブが組み込まれている複合商品については、主契約が金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可

¹ 「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」第 117 項でも「今後、明確にするか検討することが考えられる。」と指摘されている。

能性のある部分を含まないものを対象とする。」としているが、趣旨を明確化するため、「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合商品は当会計基準（案）の範囲外である。」旨を明示するか「デリバティブが組み込まれている複合商品のうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含むものは、当面の間企業会計基準適用指針第 17 号が適用される。」旨を追加することを提案する。

【理由】

検討状況の整理第 51 項では「払込資本を増加させる可能性のある部分を含むものは IASB において、負債と資本の区分に関する検討が進められていること等を踏まえ、主に後者、すなわち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものを検討の対象としている。」とされている。これにより当該商品は第 7 項で会計基準（案）の適用範囲から外されている²と考えられる。このため、第 7 項においてその旨を明示すべきと考えられる。また、この会計基準（案）は我が国の包括的な金融商品会計基準の一部を成すことになるものであるため、会計基準（案）で取り扱われていない金融商品が参照すべき規定を明示すべきと考えられる。

（２） 売買目的金融負債のガイダンス

【第 8 項（１）及び第 35 項及び第 36 項参照】

【意見】

検討状況の整理第 35 項以降に示される売買目的金融負債の定義の解説に関して、IFRS 第 9 号第 BA.7 項および第 BA.8 項における売買目的金融負債に含まれる金融商品の例示に相当するガイダンスを提供することを検討すべきある。

【理由】

検討状況の整理第 8 項（１）では、「売買目的の金融負債」の定義が挙げられており、第 36 項で IFRS 第 9 号におけるトレーディング目的（売買目的）区分の定義は、デリバティブをその対象に含めているか否かを除き、我が国における考え方とも比較的整合性が高い旨を指摘しているが、具体的に売買目的金融負債にどのような金融商品が含まれるかどうかは説明されていない。これに対し、IFRS 第 9 号では第 BA.7 項および第 BA.8 項において売買目的負債に含まれる金融商品に関する解説がされている。これは、概ね我が国の会計基準（案）と一致すると考えられるが、ショートセールによって借り入れた金融資産を引き渡す義務が明示的に示されているところが会計基準（案）と異なっている。

これについて、我が国の金融商品会計基準に売買目的金融負債概念が持ち込まれるの

² 当該商品は IFRS でも IAS 第 32 号で取り扱われており、IFRS 第 9 号で取り扱われていない。

は初めてであり、具体的な金融商品を例示として示しておいた方が混乱を避けられると考えられることおよび IFRS では例示として明示的に含まれている金融商品が、我が国の金融商品会計基準において示されていない場合、趣旨に関して意図せざる誤解が生じる可能性があることから我が国の会計基準でも IFRS 第 9 号に合わせて売買目的金融負債に含まれる商品を挙げるのが適切であると考ええる。

(3) 金融保証契約の定義と既存の債務保証契約との関係

【第 8 項 (2) 及び第 37 項参照】

【意見】

検討状況の整理では金融保証契約の概念を新たに導入し、第 8 条 (1) で定義を行っているが、これについて、現行の金融商品会計に関する実務指針第 15 項および第 225 項で示される債務保証契約との関係を明確化すべきであると考ええる。

【理由】

検討状況の整理では、金融保証契約に関する定義が行われているが、これは債務保証契約³を置き換えるものなのか、債務保証契約の概念が残ったまま別途金融保証契約の概念が導入されるのか不明確である。そのため、会計処理方法に関しても従来の債務保証契約のうちの一部が金融保証契約の会計処理が適用され、一部は従来の日本公認会計士協会が公表する監査委員会報告第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」が適用されるのか、それとも債務保証契約全体が金融保証契約と捉えられて当検討状況の整理が適用されるのかについて混乱を来す可能性がある。そのため、新基準の公表に伴い既存の概念および会計基準がどのように取り扱われるかを明示することが必要であると考ええる。

(4) 金融保証契約の当初認識時の測定

【第 20 項及び第 69 項参照】

【意見】

金融保証契約の当初認識に関して、我が国の会計実務では金融商品会計実務指針第 137 項に示されているように、IFRS のように保証額の公正価値を認識することはなされず、事後測定について企業会計基準注解 18 及び監査委員会報告第 61 号に基づき引当金が計上されてきたと考えられる。しかし、例えば銀行業で行われている支払承諾及び支払承諾見返の表示との関連も含め、これらの実務を変更することを想定するならば、金融保証契約についての取扱いをより明確に示すべきと考えられる。

³ 金融商品会計に関する実務指針第 15 項および第 225 項により金融商品である旨が明らかにされている。

【理由】

検討状況の整理第 20 項では、「当該金融負債の公正価値により測定することが考えられる。」とされている。仮に金融保証を当初に公正価値で認識するとすれば、それは受け取るプレミアムと概ね等しくなると考えられる。しかし、我が国では IFRS のように将来キャッシュ・フローを見積もって総額で負債を認識し、以降の会計期間で償却することを求める会計基準は存在しないため、そのような会計処理は一般には行われていないものと考えられる。

金融保証の当初認識時の測定に関し、そのような会計処理を会計基準（案）が想定しているならば、我が国の実務への大きな変更となるため、適用指針等でその旨を明確化し IAS 第 39 号第 4 項(a)に相当するガイダンスを提供する必要があると思われる。

(5) 金融保証及び市場金利より低い金利を貸出条件とする貸出コミットメントに関する当初認識後の測定

【第 21 項及び第 70 項参照】

【意見】

金融保証契約及び市場金利より低い金利を貸出条件とする貸出コミットメントに関する当初認識後の測定については、検討状況の整理第 21 項で「企業会計原則注解『注 18 引当金について』による金額、又は、前受収益として繰り延べられるべき残高のいずれか高い金額によって測定する。」とされている。しかし、前受収益は IFRS 第 9 号でいう公正価値から収益計上された金額を控除した額とは異なるものであると考えられるため、記載を検討すべきであると考ええる。

【理由】

検討状況の整理第 21 項でいう「前受収益として繰り延べられる金額」は、IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)(ii)に示される「(公正価値による) 当初認識額から、適切な場合、IAS 第 18 号に従って認識された累積償却額を控除した金額」に対応した記載と考えられる。これに対し、前受収益は一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価を示しており、両者は異なるものと考えられる。このため、検討状況の整理第 21 項において前受収益の文言を使用することは、会計基準の適用について混乱を引き起こす可能性があると考ええる。そのため、金融保証の当初認識に関して公正価値による認識を求めるのであれば、IFRS 第 9 号で示されている記載とすることを検討すべきと考ええる。

(6) 貸出コミットメントおよび金融保証契約に対する公正価値オプションの適用

【第 12 項及び第 22 項参照】

【意見】

公正価値オプションに指定された貸出コミットメントおよび金融保証に関する取扱いに関して、IFRS 第 9 号第 5.7.9 項に相当する規定を検討状況の整理に導入することを提案する。

【理由】

貸出コミットメントおよび金融保証契約は検討状況の整理第 11 項により金融負債であり、その結果、第 12 項により公正価値オプションの適用対象となると考えられる。その結果、当初認識後の測定については他の金融負債に公正価値オプションが適用された場合と同じく第 22 項(1)あるいは(2)のどちらかが適用されることとなると考えられる。

しかし、金融保証契約について IFRS 第 9 号第 5.7.9 項において、全ての利得及び損失を純損益に表示しなければならないとされており、第 22 項における選択を認めていない。この理由として IFRS 第 9 号では第 BC 5.43 項でこれらの貸出コミットメントおよび金融保証契約は経済的観点からはデリバティブに類似していることが挙げられている。この議論には一定の合理性があると考えられること、また、基準間のコンバージェンスを考慮すると我が国の検討状況の整理においても同様の規定を設けることを検討すべきと考えられる。

以 上